

ニュースレター第32号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第32号」を送付させていただきます。



晩夏の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

今年の夏は各地で猛暑日や真夏日となり、寝苦しい夜が多かったと感じております。冷房の当たり過ぎ等で体調を崩さぬよう、健やかに日々をお過ごし下さいませ。

未筆ながら、皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。

ピックアップLAW NEWS

「中小企業等経営強化法案について」

1. 紹介

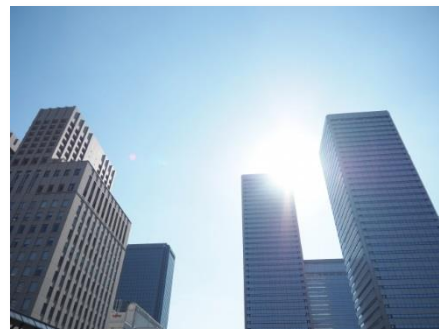
平成28年7月1日から「中小企業等経営強化法」というものが施行されました。

その名から分かるように、この法律は一定の規模以下の中小企業の経営力向上を図ることを目的として作られたものです。

(1) 従前

中小企業の経営を支援する法律には従来、「中小企業新規事業活動促進法」というものがありました。

これは、新商品の開発など中小企業の新たな事業活動を促進するためのもので、特定の要件を満たす企業が新規事業についての経営革新計画申請をすると、低金利での融資等が受けられるようになるものです。



(2) 改正点

今回、新規事業だけではなく、中小企業の生産性を向上させて、企業の収益力向上を図る目的で、中小企業経営強化法が設けられました。

今回の法案では、生産性の向上に役立つ機械装置の取得をする際の固定資産税の減税や金融支援が設けられることになりました。

次のページに続きます▶▶

2.具体的な内容

この法律によるメリットを受けるには、経営力向上計画の申請書というものを書く必要があり、この申請書を書く際に参考となるのが**事業分野別指針**というものです。

事業分野別指針というのは、各業種の現状がどのようなものか、経営力を上げるためにどのようなことを実施すべきか等について詳しく言及されており、これを基に経営力向上計画を作成します。

事業分野別指針は製造業、外食・中食業、旅館業、医療業、保育業、介護業、障害福祉業、貨物自動車運送業、船舶業、自動車製造業に分かれており、これらに該当しない業種でも基本方針と言うものを基に申請することができます。

この経営力向上計画を作成して申請して認定されると、**固定資産税の軽減措置・金融措置**を受けることができるようになります。

固定資産税の軽減措置では、新しい160万円以上の機械や装置を導入する際に、3年間固定資産税が2分の1になります。

金融措置では、商工中金による低金利融資や信用保証協会による信用保証の枠が拡大され融資を受けやすくなるなどの様々なメリットが得られます。

新しい機械装置を導入するという方はもちろん、経済産業省が作成した各業種の生産性を高める方法をまとめている事業分野別指針について目を通してみると、経営力を上げるためのヒントが見つかるかもしれません。

ロングセラーDVDとして紹介されました！

代表弁護士宮田が講師を務めた弁護士向けのセミナーDVD『**交通事故弁護士が伝授する相談・受任・解決の技術**』が発売後2年半が経過した現在でも人気のあるロングセラーDVDとして紹介されました！

本DVDによって、より多くの弁護士が交通事故に対して専門的なノウハウを身に着け、少しでも多くの交通事故被害者が救済される一助になればと思います。

今後も、更なる経験・知識を得て、交通事故の被害者救済の為に尽力してまいります。

ロングセラーCD・DVDをご案内！


【2015年1月発売】 商品コード【第1巻】D1502【第2巻】D1503【第3巻】D1504

交通事故弁護士が伝授する
相談・受任・解決の技術 全3巻

依頼者の一歩上をいき信頼されるには？

年間相談件数600件、受任数200件超。九州の交通事故被害者を救済する、たくみ法律事務所の代表弁護士宮田先生に、交通事故案件の受任を増やし、依頼者に満足のいくサービスを提供する方法をお話いただきました。

例えば、「後遺障害診断書をどのように医者に書いてもらうか」という依頼者の質問に対する良い回答と悪い回答例。依頼者が不満に感じるポイント、保険会社との任意交渉の方法、知っておきたい等級認定手続・・・先生のご事務所でも参考になる話がきつておるはずですよ。



【講師】
弁護士法人たくみ法律事務所
代表弁護士 宮田卓弥氏

編集後記

皆様、お盆が明けていかがお過ごしでしょうか？ちなみに、当事務所では、今月合宿を行いました！！
 次回のニューズレターで紹介したいと思っておりますので、ご期待下さい。

(編集 北原)